

令和元年度(2019年度)第4回 熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画策定 に関する意見聴取委員会

計画策定に関する連絡事項

令和2年(2020年)3月12日

熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画事務局

目次

1. 熊本連携中枢都市圏全域(18市町村)での共同策定について
2. 2050年温室効果ガス排出実質ゼロの表明について
3. 熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画策定に関する
意見聴取委員会について
4. 令和元年度(2019年度)の課題と今後の展望について
5. 令和2年度(2020年度)のスケジュールについて

1. 熊本連携中枢都市圏全域(18市町村)での共同策定について

(1) 背景

令和元年度(2019年度)から熊本連携中枢都市圏を構成する18市町村のうち13市町村が共同して、熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画(「地方公共団体実行計画(区域施策編)」)の策定を進めていたが、熊本連携中枢都市圏が目指す「圏域の持続的発展」や環境省が提唱する「地域循環共生圏」の実現のため、圏域全域での計画策定を検討。(「地方公共団体実行計画(区域施策編)」は中核市以上に策定義務がある。)

(2) 令和元年度(2019年度)まで

熊本連携中枢都市圏を構成する18市町村のうち13市町村
熊本市、菊池市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、
菊陽町、西原村、南阿蘇村、嘉島町、益城町、甲佐町

(3) 令和2年度(2020年度)から

熊本連携中枢都市圏を構成する18市町村のうち5町を加え
計画の共同策定を行う。

玉東町、大津町、高森町、御船町、山都町

※ 令和2年(2020年)1月28日の熊本連携中枢都市圏
連絡会議(首長会議)で合意。



図. 熊本連携中枢都市圏(18市町村)
[赤枠は新たに参加する5町]

1. 熊本連携中枢都市圏全域(18市町村)での共同策定について

(4) 新たに参加する5町の進捗状況

令和2年度(2020年度)からの円滑な検討を開始するため、令和2年(2020年)2月から新たに参加する5町について、次のとおり基礎調査、データ収集、分析等のための事前調査を実施。(調査内容は、令和元年度(2019年度)に13市町村を対象に実施したものと同様。)

ア 関連計画策定状況調査

※ 地球温暖化対策に関連する行政計画の策定状況を調査し、施策・取組の推進状況を把握。

イ 活動量等の情報提示可否調査

※ 温室効果ガスの排出量の算定・分析に必要なデータを収集。

ウ 住民・事業者アンケート調査

※ 温室効果ガスの削減ポテンシャルを算出するためのデータを収集。
(令和2年(2020年)4月中旬にアンケート調査票を発送予定。)

(5) 令和2年度(2020年度)の計画策定の方向性

原則、令和元年度(2019年度)に作成した「計画骨子」や「計画素案」を踏まえ、5町を組み込むことで整理をする。(計画の構成や施策体系等)

2. 2050年温室効果ガス排出実質ゼロの表明について

(1) 背景

令和元年(2019年)12月4日に熊本県知事が議会で「2050年熊本県内実質ゼロ」を宣言。熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画では、長期目標(2050年度の削減目標)として、国の目標に即して、80%削減を掲げていたところであるが、熊本県の動向に協調・整合を図るため、熊本連携中枢都市圏での「温室効果ガス排出実質ゼロ」を目指すことを検討。

(2) 2050年二酸化炭素排出実質ゼロの表明

ア 表明日

令和2年(2020年)1月18日

イ 表明方法

環境省シンポジウム「気候変動を踏まえた脱炭素社会の実現に向けて」において、熊本連携中枢都市圏2050年温室効果ガス排出実質ゼロを目指すことを表明(18市町村)。



図. 環境省シンポジウムでの市長による事例紹介
[同シンポジウムで温室効果ガス排出実質ゼロを表明]

ウ 脱炭素化に向けた主な取組・政策

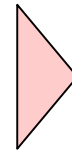
熊本連携中枢都市圏では、2020年度に「熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画」を策定予定であり、当該計画において、地域循環共生圏の考え方に基づき、より効果的に脱炭素化社会を醸成するため、様々な施策を展開する。

2. 2050年温室効果ガス排出実質ゼロの表明について

(3) 温室効果ガス削減目標の見直し

<前回までの削減目標>

| 目標年度 | 削減目標 |
|------------------|--------------------------|
| 中期目標 (2030年度) | 2013年度比 30%以上削減 |
| 長期目標 (2050年度) | 2013年度比 80% 削減 |



<見直し後の削減目標>

| 目標年度 | 削減目標 |
|------------------|---------------------------|
| 中期目標 (2030年度) | 2013年度比 30%以上削減 |
| 長期目標 (2050年度) | 2013年度比 100% 削減 |

長期目標の設定の意義

- 熊本連携中枢都市圏として「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指すことを踏まえ、本計画においても長期目標として2050年度までに**100%**削減を掲げる。
- 長期目標として2050年度の**100%**削減を掲げることで、短中期の取組効果が期待される施策のみでなく、時間をかけて圏域の社会システムを脱炭素化するための構造的見直しを図る施策を検討できる。
- 中期目標のみを掲げた場合、当事者意識をもつ主体が短中期の目標達成に関わる現役世代にとどまる可能性があるが、地球温暖化対策は、子供世代を含む幅広い世代の取組への参加が不可欠であり、長期目標の設定により、幅広い世代の意識変革を促し、長期的な脱炭素行動を喚起する。

2. 2050年温室効果ガス排出実質ゼロの表明について

参考 **熊本県のゼロ宣言の表明内容**

「2050年熊本県内CO2排出実質ゼロ」宣言

脱炭素に向けた主な取組・政策

熊本県では、2020年度に「第六次熊本県環境基本計画」、「第二次熊本県総合エネルギー計画」を策定予定。その中で「2050年県内CO2排出実質ゼロ」を目標に掲げ、持続可能な未来の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組んでいく。

第五次熊本県環境基本計画（現行計画）
 （第2編 第1章 第1節 地球温暖化対策の推進）

| 目標年度 | 温室効果ガス排出量削減目標 |
|--------|---------------|
| 2020年度 | 2013年度比18%削減 |
| 2030年度 | 2013年度比30%削減 |

※ 現行計画では、2050年度の削減目標の設定なし

参考 **全国のゼロ宣言の表明状況**

（令和2年（2020年）3月6日時点）

79自治体
 （16都府県、33市、1特別区）
 22町、7村



出典：環境省HP

3. 熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画策定に関する意見聴取委員会について

(設置目的)

熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画について、学識経験者等から次に掲げる事項について意見を聴取するため、熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画策定に関する意見聴取委員会を設置

(所掌事務)

- ・ 脱炭素社会に向けた温室効果ガス排出量の削減目標に関すること
- ・ 温室効果ガス排出量の削減目標達成に向けた方針や具体的な対策に関すること
- ・ 住民や事業者、関係行政機関等との連携策に関すること
- ・ 実行計画の推進体制や進行管理、評価、公表の方法に関すること
- ・ その他地球温暖化対策の推進に関すること

(委員の任期)

令和元年(2019年)7月3日から令和2年(2020年)3月31日まで (委嘱人数:11名)

⇒ 計画の策定スケジュールの見直しに伴い、令和3年(2021年)3月31日まで必要に応じて意見聴取が必要(令和元年度(2019年度)と同じメンバーを想定)

※ 第5回意見聴取委員会:9月上旬、第6回意見聴取委員会:2月上旬を想定

3. 熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画策定に関する意見聴取委員会について

【参考】 令和2年度(2020年度)の運用について

地方公務員法が改正され、特別職非常勤職員の要件が厳格化されたことに伴い、令和2年度(2020年度)から「熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画策定に関する意見聴取委員会」の位置づけを見直すこととします。(「熊本市低炭素都市づくり戦略計画推進協議会」の位置づけも同様に見直します。)

<概要(予定)>

1 有識者等の選定方法を変更 ※ 「委嘱」により非常勤特別職として任命しない。

(R1) 熊本市長が「委嘱」により非常勤特別職として任命。

(R2) 熊本市長等が「出席依頼」により有識者等を選定。

2 開催根拠の変更 ※ 「設置要綱」から「開催要綱」に変更する。

意見聴取委員会の開催根拠を「設置要綱」から「開催要綱」に変更し、開催に必要な手続きを整理。(開催のフローは、令和元年度(2019)と同様。)

上記の運用に変更させていただきますので、令和2年度(2020年度)については、「委嘱状」の交付はしないこととします。ただし、これまでと同様に計画策定に関する意見聴取等のために会議を開催することに変わりありませんので、令和2年度(2020年度)におきましても、引き続き、ご協力をお願いいたします。

4. 令和元年度(2019年度)の課題と今後の展望について

(1) 令和元年度(2019年度)の課題

ア 温室効果ガスの削減目標について

熊本連携中枢都市圏における温室効果ガスの削減目標(中期目標)として、2030年度に「2013年度比30%以上の削減」を目指しているが、現状の推計結果では、28.1%の削減に留まる見込みであり、施策・取組の強化が必要である。

イ 先導的事業の事業スキームの検討について

共同策定によるメリットである「施策の補完効果」、「施策の波及効果」、「施策の推進効果」を実現していく事業として推進する「先導的事業」の事業スキームの検討が必要である。
また、先導的事業の実施可否については、なるべく早期に検討し、必要に応じて、先導的事業の見直しや新たな連携事業の検討等が必要である。

4. 令和元年度(2019年度)の課題と今後の展望について

(1) 令和元年度(2019年度)の課題

ウ コベネフィットの検討について

地球温暖化対策は、温室効果ガスの排出抑制等と同時に、地域活性化、人口減少、産業振興、コスト削減、防災、健康等の多様な課題の解決に貢献し、住民・事業者の利益となる可能性を秘めており、「圏域の持続的発展」に資する施策・取組となるよう、コベネフィットの追求が必要である。

エ 長期的な視点の施策・取組の方向性の検討について

2050年温室効果ガス排出実質ゼロを実現するため、国の「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」や「革新的環境イノベーション戦略」、県や先進自治体の施策・取組を踏まえ圏域としての長期的な視点の施策・取組の方向性の検討が必要である。

4. 令和元年度(2019年度)の課題と今後の展望について

(2) 今後の展望

ア 施策・取組を検討する会議体等の設置

地球温暖化対策は、環境部局のみならず全ての部局が参画する横断的な庁内検討体制を構築し、運営していくことが重要であり、各市町村が関係部局との協力も得ながら、会議体等を設置し、十分に連携して施策・取組を検討する。同時にコベネフィットの検討も行う。

イ 経済メリットを活用した先導的事業の事業スキームの検討

熊本連携中核都市圏の連携事業については、「地方財政措置(特別交付税措置)」が設けてあり、これらの経済メリットを活用した具体的な事業展開を検討する。

<連携中核都市圏構想推進のための地方財政措置>

- 連携中核都市(熊本市) 事業費の8割が特別交付税措置の対象
 - 連携市町村(17市町村) 事業費の10割が特別交付税措置の対象
- ※ ただし、上限額や交付要件等がある。

ウ 長期的な視点の施策・取組の方向性の検討

2050年温室効果ガス排出実質ゼロを実現するために必要な長期的な視点の施策・取組の方向性の検討を行う。

5. 令和2年度(2020年度)のスケジュール

(1) 熊本連携中枢都市圏全域(18市町村)における計画策定のスケジュール

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|----------------------------------|----|-------|------|----------|----|------|-----|-----|------|----|----|------|
| ① 庁内施策検討 (対象:18市町村) | ■ | | | ■ | | | | | | | | |
| ② 先導的事業検討 (対象:18市町村) | ■ | | | ■ | | | | | | | | |
| ③ 長期的な施策方針の検討 (対象:18市町村) | ■ | | | ■ | | | | | | | | |
| ④ 連携市町村連絡会議 (対象:18市町村) | ■ | | | ■ | | | ■ | | | | | |
| ⑤ 基礎調査、アンケート調査等を実施 (対象:5町) | ■ | | | | | | | | | | | |
| ⑥ 計画骨子作成 (対象:18市町村) | | | | ■ | | | | | | | | |
| ⑦ 計画骨子合意 (対象:5町) | | | | | ■ | | | | | | | |
| ⑧ 計画素案作成 (対象:18市町村) | | | | | ■ | | | | | | | |
| ⑨ 有識者による意見聴取委員会を開催 (対象:18市町村) | | | | | ■ | ■ | | | | | | |
| ⑩ 計画素案合意 (対象:18市町村) | | | | | | | ■ | | | | | |
| ⑪ パブリックコメント (対象:18市町村) | | | | | | | | ■ | | | | |
| ⑫ 計画案作成 (対象:18市町村) | | | | | | | | | | | ■ | |
| ⑬ 有識者による意見聴取委員会を開催 (対象:18市町村) | | | | | | | | | | | ■ | |
| ⑭ 計画策定(各市町村で首長決裁) (対象:18市町村) | ■ | | | | | | | | | | | ■ |
| | | 対象:5町 | | 対象:18市町村 | | | | | | | | |
| | | | 定例議会 | | | 定例議会 | | | 定例議会 | | | 定例議会 |

計画素案の作成まで適宜、各市町村で施策の検討を実施

早期に先導的事業の事業内容を検討し、必要に応じて見直し等を実施

2050年温室効果ガス排出実質ゼロを実現するための施策の方針を検討

各市町村の施策等の検討状況を踏まえ適宜開催

5町は基礎調査資料等を提供

現行の計画骨子に5町を追

新たに参加する5町のみを想定

4月～8月の検討結果を反映

18市町村での実施を想定

その他、施策の検討状況によっては、「熊本連携中枢都市圏ビジョン」に連携事業を位置付ける。(～R3.1まで)

5. 令和2年度(2020年度)のスケジュール

(2) 熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画の各市町村における策定合意フロー

